2025年５月14日

各　位

会 社 名　　株式会社ＴＢＳホールディングス
代表者名　　代表取締役社長　　阿部　龍二郎
（コード：9401　東証プライム）
問合せ先　　総務局コーポレート業務推進部長
石井　孝尚
（TEL. 03-3746-1111）

当社社外取締役に対する業績非連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役に対し、業績非連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、2025年６月27日開催予定の第98期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本制度の導入の目的等について

当社は、2021年５月に公表した長期経営ビジョン「ＴＢＳグループ　VISION2030」及び2024年５月に公表した「ＴＢＳグループ 中期経営計画2026」のとおり、当社グループの中長期的な企業価値の向上のための取組を行っています。かかる中長期的な企業価値の向上に向けた貢献意識をより高めること、さらには、ステークホルダーの皆様との価値観の共有を深めることを目的として、取締役の報酬と当社の企業価値との連動性をより明確にするために、当社の役員報酬制度の一部改定を行うこととしました。当社の社外取締役（以下「対象取締役」といいます。）への本制度の導入は、かかる役員報酬制度の改定の一環として行うものです。

なお、本制度は、業績非連動型の譲渡制限付株式報酬制度であり、また、本制度導入後の社外取締役に対する報酬総額における本制度による報酬が占める割合は20％とする方針です。

（当社取締役（社外取締役を除きます）の報酬制度の一部改定については、本日開示の「役員向け株式報酬制度（ＲＳ信託）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本制度の導入は、本株主総会における承認可決を条件といたします。

具体的には、本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することについて、本株主総会にお諮りする予定です。なお、本制度に係る報酬枠は、2014年６月27日開催の第87期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の金銭報酬の限度額（年額９億円（うち社外取締役については年額6,000万円（2023年６月29日開催の第96期定時株主総会で年額8,000万円に改定））以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の範囲内にて設定することといたします。

２．本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額1,600万円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年8,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その１株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以　上